

# 漁業収入安定対策

平成  
23年度  
スタート

新 積立ぷらす  
+  
共済掛金追加補助

POINT 1 加入要件が緩和されました

POINT 2 漁業者の負担が大幅に軽減されました

加入要件1

資源と漁場を守って  
大きな補償!

計画的に資源管理・漁場改善に取り組む漁業者に対し、漁業共済・積立ぷらすの仕組みを活用して、漁業収入が減少した場合の補てんを行います。

資源管理計画  
または  
漁場改善計画  
に参加

加入要件2

漁業共済への  
実質加入

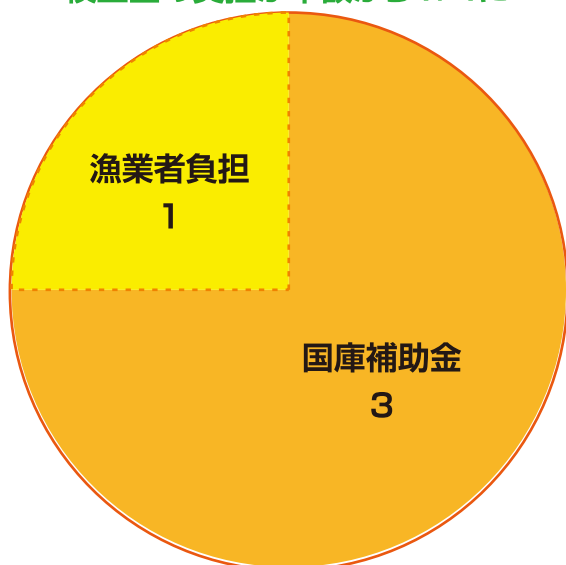
一定の契約割合以上での加入

20t未満と小型定置:40%以上  
20t以上100t未満と大型定置:30%以上  
100t以上:20%以上  
養殖・特定養殖:30~40%以上

積立金・共済掛金イメージ

積立ぷらす

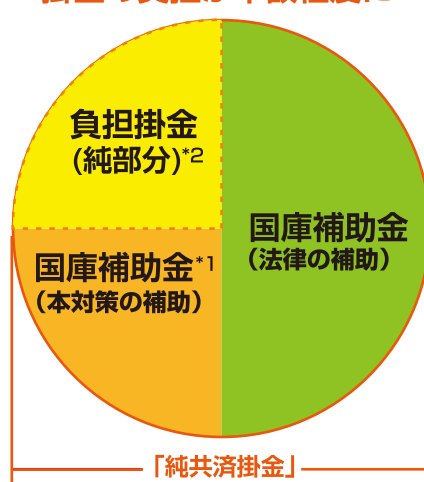
積立金の負担が半額から1/4に



■ は漁業者負担部分

漁業共済

掛金の負担が半額程度に

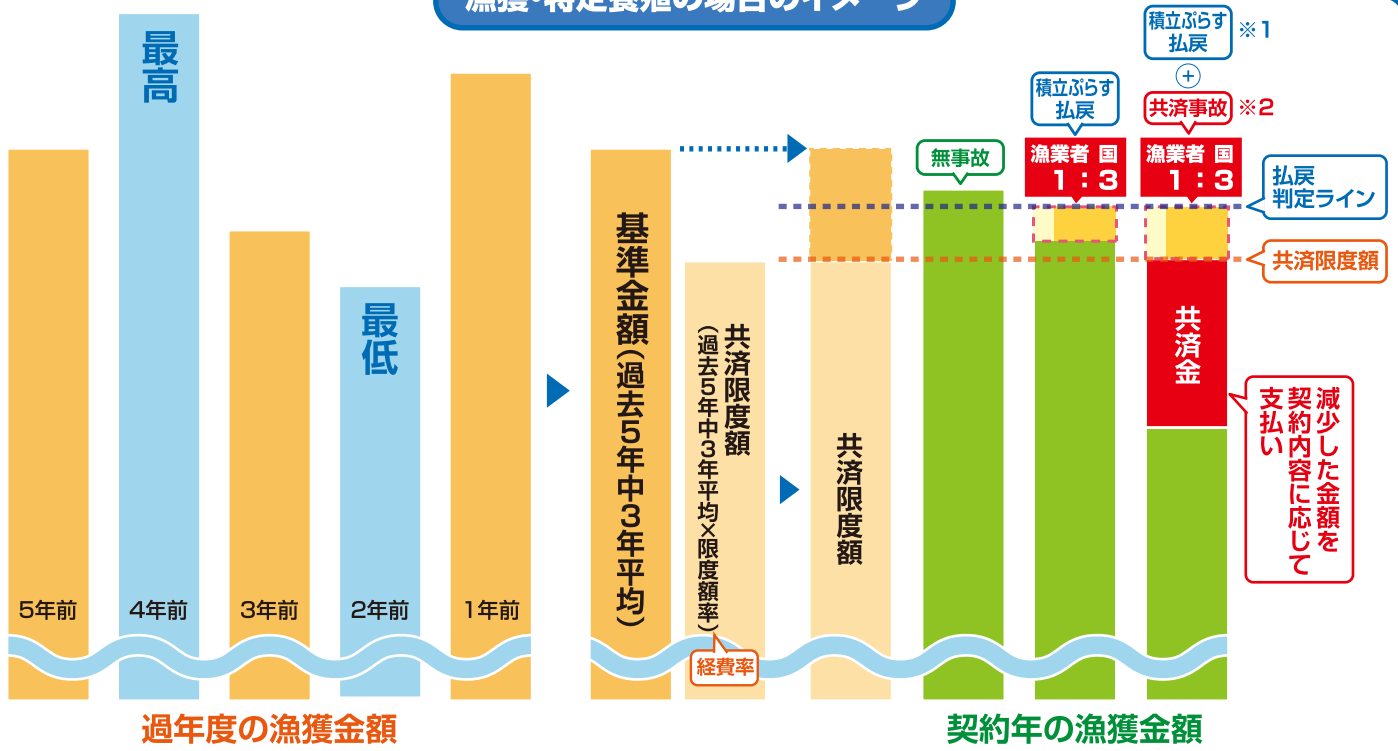


「純共済掛金」

\*1 漁業者が支払う純共済掛金から法律に基づく現行の国庫補助を除いた自己負担の半分相当。

\*2 別途附加掛金(事務費)がかかります。

## 漁獲・特定養殖の場合のイメージ



※1 積立ぶらすをセットで加入し漁業者が25万円積立していた場合の最大払戻補てん金  

$$[\text{漁業者積立金}] + [\text{国庫補てん金}] = [\text{払戻補てん金}]$$

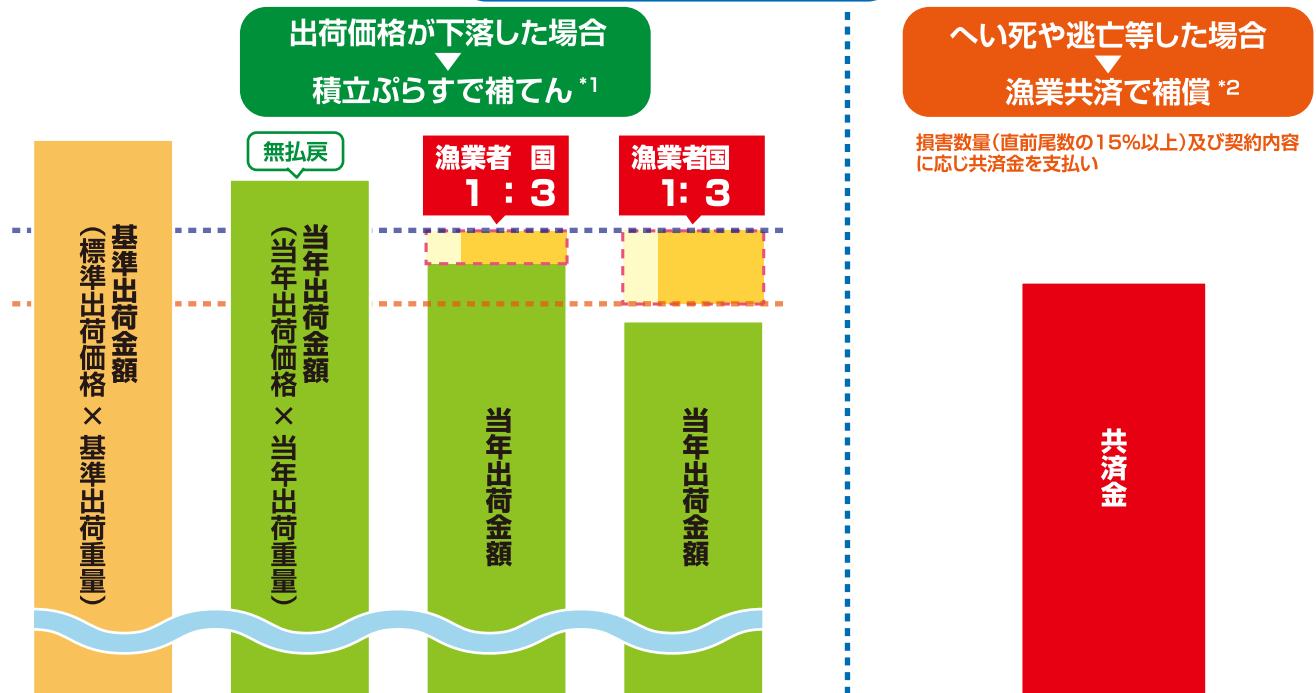
$$25\text{万円} + 75\text{万円} = 100\text{万円}$$

※2 漁獲共済：共済限度額より100万円減収した場合の最大共済金  

$$[\text{減収額}] \times [\text{てん補率}] \times [\text{契約割合}] = [\text{共済金}]$$

$$100\text{万円} \times 80\% \times 100\% = 80\text{万円}$$

## 養殖の場合のイメージ



標準出荷価格 および当年出荷価格：水産庁が地域ごとの平均出荷価格を公表  
 基準出荷重量：契約年出荷重量 ÷ 0.95

\*1 積立ぶらすをセットで加入し漁業者が100万円積立していた場合の最大払戻補てん金  

$$[\text{漁業者積立金}] + [\text{国庫補てん金}] = [\text{払戻補てん金}]$$

$$100\text{万円} + 300\text{万円} = 400\text{万円}$$

\*2 養殖共済：2年魚はまち（長期）で9月に台風により生贖が損壊。これにより2,000尾(直前尾数の15%以上)が逃亡。  

$$[\text{損害尾数}] \times [\text{共済単価}] \times [\text{経過率}^*] \times [\text{生残率}^*] \times [\text{てん補率}^*] \times [\text{契約割合}] = 352\text{万円}$$

$$2,000\text{尾} \times 3,700\text{円} \times 60\% \times 99\% \times 80\% \times 100\%$$
※地域や発生日により値が変わります

### 留意事項

- 資源管理計画・漁場改善計画の**履行違反又は漁業法令違反をした場合は**、ペナルティが課せられます。
  - ・共済掛金の追徴（本対策の補助相当額）
  - ・違反した年の積立ぶらすは解約（払戻金が既に払われている場合は、払戻金の国庫分を返還）
  - ・上記に応じない場合、翌年度以降の共済契約は契約不可
- 漁業法令違反をした場合、報告義務があります。（報告義務違反の場合、翌年度の漁業収入安定対策の加入は不可）
- 悪意又は重大な過失や虚偽の申告等がある場合は、払戻金・共済金が支払われない、もしくは調整をすることがあります。

■詳しくは、漁協・漁連・漁業共済組合・漁済連までお問い合わせください。